

新型コロナウイルス雇用安定支援金

新型コロナウイルスの影響による事業縮小等に伴う人員削減により離職した人を雇用した県内企業に対して、正規雇用者1人につき支援金を**30万円**を支給します。

事業の概要

【対象となる離職者】

5人以上29人以下の離職者を発生させる予定があるなど、一定の要件を満たす企業(以下、「送出企業」という。)を離職予定で、県立ハローワーク、ハローワーク等の職業紹介事業者(以下「ハローワーク等」という。)に求職登録している県内在住者

※送出企業の一覧は、鳥取県HP(<https://www.pref.tottori.lg.jp/291913.htm>)に掲載しています。

【支給対象企業の主な要件】

- ① 雇用保険の適用事業の事業主
- ② 対象離職者を**令和3年3月31日までに**ハローワーク等の紹介で県内所在の事業所で正規雇用した事業主
- ③ 雇入れ日前日の6か月前から支給申請日までに事業主都合での解雇がない
- ④ 送出企業と経済的に独立している(親会社、子会社、関連会社は対象外)
- ⑤ 送出企業の事業再編後の企業及びその親会社等に該当しない

【支援金額】

1人あたり30万円(雇用実績3か月経過後に支給)

【支給申請手続き】

対象離職者の雇入れ日から1月以内または令和3年3月31日までに「**正規雇用報告書**」を提出

↓

対象離職者の雇入れ日から3か月経過後に「**新型コロナウイルス雇用安定支援金支給申請書**」を提出

↓

支給決定・支援金支給

↓

対象離職者の雇入れ日から1年経過後に「**新型コロナウイルス雇用安定支援金受給に係る報告書**」を提出

【送出企業について】

- 送出企業となるためには、**離職者発生より前に**県立ハローワークに「**送出企業要件確認申出書**」を提出する必要があります。
- 送出企業となるためには、次の①と②に該当する企業
 - ① 新型コロナウイルスの影響により直近1か月の売上高等が前年同期に比べ概ね10%以上減少している。
 - ② 送出企業要件確認申出書の提出日以降に、**5人以上29人以下の離職者**を発生させる。

※30名以上の離職者が発生する場合は、「鳥取県労働移動受入奨励金」をご活用ください。

URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/772238.htm>

要件等についてご不明な点がございましたら、鳥取県立ハローワーク(裏面)へお問い合わせください。

申請様式等

支給要領、申請様式等は以下のHPでご確認ください。

URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/291913.htm>

または、とりネット(鳥取県公式HP)で

新型コロナウイルス雇用安定支援金

検索

問い合わせ・申請先

鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町に所在する事業所の場合	県立鳥取ハローワーク (鳥取市東品治町 JR鳥取駅構内)	電話:0857-51-0501 FAX :0857-51-0502
倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町に所在する事業所の場合	県立倉吉ハローワーク (倉吉市山根 パープルタウン1階)	電話:0858-24-6112 FAX :0858-24-6113
米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町に所在する事業所の場合	県立米子ハローワーク (米子市末広町 イオン米子駅前店4階)	電話:0859-21-4585 FAX :0859-21-4586
境港市に所在する事業所の場合	県立境港ハローワーク (境港市上道町3000 境港市役所別館1階)	電話:0859-44-3395 FAX :0859-36-8609

※開所時間:月～土曜日 午前10時～午後6時15分

類似制度の紹介

離職者が30人以上発生する場合、またその企業の離職者を正規雇用した場合の支援制度として「鳥取県労働移動受入奨励金」があります。

詳しい要件等は、以下のHPでご確認ください。

URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/207796.htm>

または、とりネット(鳥取県公式HP)で

鳥取県労働移動受入奨励金

検索

